

設置計画履行状況等調査の結果等について (平成23年度)

1. 調査の目的

設置計画履行状況等調査（以下「アフターケア」という。）は、文部科学省令（※1参照）及び告示（※2参照）に基づき、大学の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各大学からの報告を求め、書面、面接又は実地により調査を行い、各大学の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施するものである。

2. 実施体制

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、大学の質保証における「事前・事後の評価の適切な役割分担と協調」を確保する観点から、アフターケア等の取組の改善充実にを図るため、平成17年5月、運営委員会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」（以下「調査委員会」という。）（別紙1）を設置し、調査にあたっている。

調査委員会の調査審議事項は、大学設置分科会の決定に基づき、①アフターケアの実施、②アフターケアの改善方策、③その他認可及び届出後の質保証に係る事項となっており、今般、平成23年度の調査が終了したものについてその結果と今後の調査の在り方について以下のとおり取りまとめた。

なお、法科大学院については、これまでと同様に法科大学院特別審査会において、また、教職大学院については、教職大学院特別審査会において、それぞれアフターケアを実施することとし、同審査会に付託する手続をとった。

アフターケアの実施方法は、書面調査、面接調査、実地調査のいずれか又は併用となっている。

書面調査は、認可申請により設置された大学等については認可後から設置計画が完成する年度までの間の大学（247件）全てに対して報告を求め、届出等により設置された学部等については、平成19年度以降に設置された学部等（902件）全てに対して報告を求めて実施した。書面調査では、事務局において定員管理状況を把握するとともに、設置時の計画からの変更の状況を確認した。また、すでに卒業生を輩出している、いわゆる完成年度を迎えたもののうち、昨年度に留意事項を付した大学（54件）（定員超過のみの36件を含む）については、当該留意事項の履行状況に対する報告を求め、調査を行った。

面接調査は、完成年度に達する新設の大学院（10件：認可）及び書面調査に加え更に詳しく状況を確認する必要があると認められた大学（27件：届出）等、合計45件（認可14件・届出31件）を対象に実施した。

実地調査は、大学関係者からの説明聴取、学生インタビュー及び施設設備等の調査を行うものである。認可時に留意事項を付したものの等のうち、昨年度の設置審査やアフターケアあるいは本年度の書面調査の結果として、当該大学を訪問して調査する必要があると判断されたもの等を対象に実施した（26件：認可26件）。この中には、完成年度に達するために実地調査を行った大学等（11件：認可）が含まれている。

3. 平成23年度調査結果の概要

本年度6月の大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、留意事項を付すに当たっては、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成21年8月中央教育審議会大学分科会）において、「設置認可時や設置認可後の設置計画履行状況等調査における指摘事項を認証評価で活用するなど、設置認可と認証評価との連続性を確保」することが、今後の検討課題として挙げられていることを踏まえ、アフターケアにおける「留

意事項等の付し方」について、①留意事項を付す際には、記述可能な範囲で、より具体的な背景等の記述を行うこと、②留意事項を付す際の主な観点を共有し、留意事項の内容や水準に大きなばらつきがないようにするとともに、要望事項についてはその他意見として大学に別途伝達し、大学の自主的な改善を促すこととした。

全体としては、科目開設や教員配置など設置計画が着実に履行されており、変更がある場合も、相応の理由や止むを得ない事情があったものと認められる。しかしながら、一部には、設置計画を着実に履行する必要性に対する認識不足などを背景に、履行状況が不十分な大学が見られた。

特に、設置認可後から完成年度に至るまでの間における各種変更計画に係る手続に対する理解不足により、教員の新規採用又は担当科目の追加若しくは職位の昇格の場合に大学設置・学校法人審議会の教員審査を受けていないなど、変更に必要な手続を経ていないという、極めて不適切な事例も見られた。

今回のアフターケアの結果として、各大学に付した留意事項は別紙2のとおりであるが、これらの留意事項は、今年度の調査時の大学の状況に基づき付したものであることを付言しておく。

本年度の調査を踏まえ、当該留意事項が付されている大学はもとより、その他の大学においても特に留意していただきたい点を以下にまとめた。

(入学定員管理)

- 各大学は、様々な工夫の下で入学定員の充足に向けた取組を行っているが、当初計画の甘さなどから、学部学科等が開設して以来、入学定員の未充足が続いている大学も見られた。このため、各大学においては、学生や社会からのニーズを踏まえ、今後の入学定員の確保に向けた具体的な取組が求められる。
- 他方、入学定員を大幅に超えた学生を受け入れた結果、適正な入学定員の管理が必要と考えられる大学も見られた。各大学においては、それぞれの教育環境を踏まえた教育の質の確保を図るため、自ら定めた定員に基づいた学生数の管理が必要である。

(教育課程等)

- 1単位に必要な授業時間数については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）において、講義や実習等、授業の方法に応じて15～45時間とされており、講義の場合は、定期試験を除いて、1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされているが、15時間の授業時間に定期試験が含まれている大学も見られた。また、キャップ制（単位の過剰登録を防ぐため、1年間又は1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度）については、1年間の履修上限単位数が多すぎて、各年次にわたって体系的に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られた。このため、各大学においては、法令に基づいた単位の実質化を図るための取組が求められる。

(教員組織)

- 教員組織について、予定された専任教員が未就任や退職となったことにより、授業が未開講や開講時期の変更になるなど当初の理念や計画の実現性が懸念される大学や、教員の退職により大学設置基準に定めた必要専任教員数を下回る大学など設置計画の着実な履行に対する認識が不足していると思われるような大学も見られた。このため、各大学においては、教育研究上の目的を達成するための教員組織の整備に対する意識の向上と適切な教員組織の整備のために必要な手続に関する学内関係者の理解の促進を図るための取組が求められる。

(ファカルティ・ディベロップメント (FD))

- FDについては、様々な取組が行われているところであるが、特に、その一環として実施されている学生による授業評価については、評価結果が学生にフィードバックされておらず、授業評価がどのように活用され、どのように改善されているのか学生が確認できないといった事例も見られた。このため、各大学においては、評価結果について、学生等に対する公表等を通じて教員の教育改善への継続的な取組に活かしていくことが求められる。

(施設・設備)

- 施設・設備については、専門誌や学術雑誌の種類及び冊数の不足等が見られた。各大学においては、図書館及び体育館、運動場等の体育施設の整備等、教育研究に必要な施設・設備の充実が求められる。

上記については、特に留意いただきたい事例を示したものであるが、各大学においては、設置認可申請に係る書類、あるいは届出に係る書類は、「各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したもの」（「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」平成21年8月中央教育審議会大学分科会）であること、大学設置・学校法人審議会会長が大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、改めて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう要請するコメントを出している（平成19年11月27日「11月答申の提出に当たって」）ことを十分認識するとともに、適切な対応をとるように改めて強く求めたい。

また、学生や社会からの多様な要請に応えるために、柔軟な組織改編等を行うことも重要ではあるが、一方で、中央教育審議会からは、「頻繁な改組や設置計画の変更によって、真に学生が体系的に学び、学習成果を達成できるのかどうか危ぶまれる事例が生じてきている」（「学士課程教育の構築に向けて」平成20年12月24日中央教育審議会）との指摘がなされている。各大学においては、組織改編等を検討する際、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、学士課程教育として相応しく、ある程度、継続的に維持される組織改編等を期待したい。

4. 設置計画履行状況等報告書の情報公開等

設置後の履行状況を記載した設置計画履行状況等報告書を、大学として積極的に公開することは大変意義がある。また、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において、設置認可と認証評価との連続性を確保することが課題として挙げられており、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会においては、本課題を解決するために認証評価機関からの求めがあった場合には、各大学から設置計画履行状況等報告書を直接提供するようにすることが適切であるとされたところであり、各大学におかれては、認証評価機関から提出が求められた際には、積極的に提供いただくよう、お願いしたい。なお、全ての大学が受けることを義務付けられている「認証評価」（※3参照）とアフターケアの有機的な連携が図られるよう、引き続き、各認証評価機関に対して、本調査の結果を参考資料として送付することとしたい。

5. 平成24年度の実施方針

本年度と概ね同様に、設置審査やアフターケアの結果として留意事項を付された大学、完成年度を迎える大学の中から、今後の調査委員会等における審議を踏まえ、実地又は面

接調査が必要と認められる大学については、年度間を通じて計画的に調査を実施することとしたい。

書面調査についても引き続き該当大学全てに対して実施することとしたい。その結果を踏まえ、大幅な計画変更など顕著な問題がある場合には、必要に応じて実地調査や面接調査を行うこととしたい。

なお、従前どおり、今回のアフターケアで留意事項が付された完成年度を経過した大学に対しては、当該留意事項への対応状況について報告を求め、更に必要な場合には、実地調査又は面接調査を実施するなど、改善を促していく方針としたい。

〈参考資料〉

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成19年3月30日 文部科学省令第10号）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※2

[大学]

文部科学省告示第44号（抄）

大学設置基準（昭和49年文部省令第28号）第53条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

平成15年3月31日

（1・2略）

3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

[短期大学]

文部科学省告示第52号（平成15年3月31日）

[大学院]

文部科学省告示第50号（平成15年3月31日）

※3 学校教育法（抄）

第109条

1 （略）

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）
設置計画履行状況等調査委員会 委員名簿

◎・・・主査 ○・・・主査代理

【委員】

- ◎ 小間 篤^{あつし} 秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士^{とよし} 桜美林学園理事長・桜美林大学長

【特別委員】

- 濱名 篤^{あつし} 関西国際大学長・理事長
リボウィッツ よし子^こ 青森県立保健大学長・理事長

【専門委員】

- 磯崎 三喜年^{みきとし} 国際基督教大学教養学部 教授
猪田 邦雄^{くにお} 医療法人三仁会 あさひ病院 顧問
大石 和代^{かずよ} 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授
大嶋 正裕^{まさひろ} 京都大学大学院工学研究科 教授
大竹 美登利^{みどり} 東京学芸大学総合教育科学系 教授
嘉手苺 英子^{えいこ} 沖縄県立看護大学 教授
北神 正行^{まさゆき} 国土館大学体育学部 教授
木津 純子^{じゅんこ} 慶應義塾大学薬学部 教授
黒木 保博^{やすひろ} 同志社大学社会学部 教授
齋藤 貴浩^{たかひろ} 大阪大学大学教育実践センター 准教授
重野 純^{すみ} 青山学院大学教育人間科学部 教授
清水 一^{はじめ} 広島大学大学院保健学研究科 教授
鈴木 良隆^{よしたか} 独立行政法人中小企業基盤整備機構 副理事長
須永 剛司^{たけし} 多摩美術大学美術学部 教授
高瀬 浩造^{こうぞう} 東京医科歯科大学副学長，大学院医歯学総合研究科 教授
高見沢 恵美子^{えみこ} 大阪府立大学看護学部 教授
丹野 かほる 新潟大学医学部 教授
富永 茂樹^{しげき} 京都大学人文科学研究所 教授
中村 享史^{たかし} 山梨大学大学院教育学研究科 教授
羽田 貴史^{たかし} 東北大学高等教育開発推進センター大学教育支援センター長，教授
松田 たみ子^こ 茨城県立医療大学保健医療学部看護学科 教授
美馬 のゆり 公立はこだて未来大学メタ学習センター長，教授
宮野 悟^{さとる} 東京大学医科学研究所 教授
宮本 悦子^{えつこ} 北陸大学薬学部 教授
山田 純生^{すみお} 名古屋大学医学部 教授
山田 洋^{ひろし} 一橋大学大学院法学研究科 教授
山本 昭二^{しょうじ} 関西学院大学副学長，関西学院大学大学院経営戦略研究科 教授
湯川 嘉津美^{かつみ} 上智大学総合人間科学部 教授

平成23年度 設置計画履行状況等調査 留意事項

1. 大学・短期大学【18件(16校)】

| 国 公 私 株 | 大学名 | 学部名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|--------------------|--|-------|----------------------|----------|--|
| 私立 | 植草学園大学 | 発達教育学部 発達支援教育学科 保健医療学部 理学療法学科 | 大学設置 | 認可 | 20 | <p>○発達教育学部については、平成21年度から一般入学試験科目及び推薦入学試験科目を「英語」から「国語」へ変更し、保健医療学部の一般入学試験科目については、平成22年度から「英語」、「理科」の2科目から、「英語」、「理科」、「国語」の中からの2科目選択制へと変更されている。当該変更により、将来の資格取得等に必要な講義を理解できる素養を持った者以外が入学する可能性があることに鑑み、両学部ともにそれに対応することができるよう、補習授業の充実に努めること。</p> <p>○実習施設が認可申請時における施設と大きく異なることは設置計画段階の不備であるとする。これまで実習施設が充当できている背景としては、総合実習に出る学生が少なかったことが幸いした可能性もあるため、今後、実習施設については、学生に不安を生じさせることのないよう、より一層計画的に準備を図ること。</p> <p>○4年制大学として教育・研究環境を充実するため、図書や電子ジャーナルの充実を図ること。</p> |
| 株立 | LEC東京リーガルマインド大学 | 総合キャリア学部 総合キャリア学科 総合キャリア学部 総合キャリア学科(通信教育課程) | 大学設置 | 認可 | 16 | <p>○教育課程、教員組織、施設設備等の改善・充実にに向けた努力を継続すること。また、昨年度から学部全てのキャンパスにおいて学生募集を停止しているが、「LEC大学を卒業したい」との学生の声に応え、最後の学生が卒業するまで、教育課程、教員組織、施設設備等の維持向上に努めること。</p> |
| 株立 | LEC東京リーガルマインド大学大学院 | 高度専門職研究科 会計専門職専攻(P) | 大学院設置 | 認可 | 17 | <p>○学校設置会社の経営基盤の更なる充実向上を図り、大学の継続性・安定性の確保に努めること。</p> |

| 国 公 私 株 | 大学名 | 学部名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|--------------------|--|------|----------------------|----------|--|
| 私立 | 東京福祉大学 | 教育学部 教育学科 | 学部設置 | 届出 | 18 | <p>○併修制度に関して、大学と専門学校どちらの授業をどの教員から受講しているか、どちらの単位をそれぞれ何単位取得して卒業することとなるのか等について学生が混同しないよう、広報やガイダンスで明確に説明する努力を続けること。また、短大としての教育水準を維持し、専門学校の教育と混同しないように、併修制度の運用について引き続き努力すること。</p> <p>○教員免許の取得について、複数の免許を取得しようとする場合には追加費用が発生することについて、大学パンフレット等で入学前に学生等が理解できるよう案内すること。</p> <p>○入学時に委託徴収として一律に徴収している卒業証書等諸経費・同窓会費について、同窓会費は任意の徴収である旨をあらかじめ周知するとともに、途中で退学した学生、退会を希望する学生に対する卒業証書等諸経費・同窓会費の取扱いを定めておくこと。</p> |
| | | 教育学部 教育学科（通信教育課程） | 通信開設 | 届出 | 19 | |
| 私立 | 東京福祉大学短期 大学部 | こども学科 | 短大設置 | 認可 | 18 | <p>○入学時に委託徴収として一律に徴収している卒業証書等諸経費・同窓会費について、同窓会費は任意の徴収である旨をあらかじめ周知するとともに、途中で退学した学生、退会を希望する学生に対する卒業証書等諸経費・同窓会費の取扱いを定めておくこと。</p> |
| | | こども学科（通信教育課程） | 通信開設 | 届出 | 19 | |
| 株立 | ビジネス・ブレイク スルー大学 | 経営学部 グローバル経営学科（通信教育課程） ITソリューション学科（通信教育課程） | 学部設置 | 認可 | 22 | <p>○大学設置基準第38条に基づき、オンラインのみの大学であること及びグローバルリーダーの育成を教育目標としていることを踏まえ、必要な電子ジャーナル等を整備すること。</p> <p>○教育課程の編成については、事務局が中心となっているとのことであるが、ディプロマポリシーを踏まえた体系的な教育課程を編成するためには、教員の学問的視点からの編成が必要不可欠であることから、教員を中心とした検討組織を設置するなど、教育課程の編成の在り方を検討すること。</p> <p>○学則上、助教は講義ができないとしているが、実際は、助教も講義を担当していることから、学則に基づいた適切な運営となるよう改めること。</p> <p>○講義内容については、その都度、見直しや更新をしているとのことであるが、一部の授業科目では、データ等の更新がなされていないものもあることから、最新のデータ等を踏まえた授業内容にするよう検討すること。</p> <p>○大学設置基準第42条の2に基づき、就職支援については、高等学校を卒業してストレートで入学する学生がいることや、転職を希望している学生がいることを踏まえ、その充実に努めること。</p> <p>○経営学部ITソリューション学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |

| 国 公 私 株 | 大学名 | 学部名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|---------------|---|------|----------------------|----------|---|
| 私立 | 横浜薬科大学 | 薬学部 健康薬学科 漢方薬学科 臨床薬学科 | 大学設置 | 認可 | 18 | <p>○退学者及び留年者の人数が多いことから、その原因について分析を行い、具体的な対策を講じること。</p> <p>○学生のニーズを踏まえつつ、実習に係る教員組織の充実及び実習先との連携強化等に努め、教育効果があがる実習指導体制を構築すること。</p> <p>○入学定員の超過について、臨床薬学科の定員超過率が1.3倍を超えていることから是正に努めること。</p> |
| 私立 | 新潟リハビリテーション大学 | 医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 言語聴覚学専攻 | 学部設置 | 認可 | 22 | <p>○授業に支障が出ないように、大学としての全体的な教員採用計画を作成し、教育組織を充実すること。</p> <p>○運動場は前年度の指摘を踏まえ、整備はされたものの、隣接した幼稚園との間にフェンスを設置する等安全面での配慮が必要である。また、最寄り駅が遠く、豪雪地であることから、遠方から通学する学生の安全・利便性を鑑み、通学手段について送迎バスを取り入れる等の改善策を検討すること。</p> |
| 私立 | 佐久大学 | 看護学部 看護学科 | 大学設置 | 認可 | 20 | <p>○学生に対する履修指導が不十分であり、学生が自身の修得単位数や履修登録単位数を把握していない状況である。また、年間履修登録単位数の上限（CAP制）もないことから、単位制が十分に機能していないように見受けられるため、単位制の在り方について学内で検討するとともに、学生に対して適切な履修指導を行う必要がある。また、出席や受講態度に関する成績評価の比重が高いため、成績評価方法を再度検討するとともに、必要に応じて適切に改善すること。</p> <p>○信州短期大学総合ビジネス学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |
| 私立 | 日本福祉大学 | 国際福祉開発学部 国際福祉開発学科 | 学部設置 | 届出 | 20 | <p>○通信教育の本人確認に関して、規定や運用等が不十分であるため、確実な体制で本人確認を行うことができるよう改善すること。</p> <p>○健康科学部福祉工学科、国際福祉開発学部国際福祉開発学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |

| 国 公 私 株 | 大学名 | 学部名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|----------|---------------------------|--------|----------------------|----------|--|
| 私立 | 広島文教女子大学 | 人間科学部 グローバルコミュニケーション学科 | 学部学科設置 | 届出 | 22 | <p>○編入学者の単位認定について、大学教育の水準に相応しい内容であるかを精査した上で、科目ごとに個別に認定を行うこと。</p> <p>○人間科学部初等教育学科の入学定員超過の是正に努めること。</p> <p>○人間科学部グローバルコミュニケーション学科、人間福祉学科、心理学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |
| 私立 | 梅光学院大学 | 国際言語文化学部 英語英文学科 | 学部学科設置 | 届出 | 21 | <p>○自主学習（eラーニング）に単位を付与する授業科目があることについて、単に資格試験の結果をもって単位認定を行うことであれば、大学の教育目的や理念に照らして適切であるとは言えないことから、大学の授業科目として適切な内容となるよう見直すこと。</p> <p>○教員の配置については、認可時の設置計画に沿って適切に履行するとともに、補充が必要な授業科目については、速やかに後任の教員を補充すること。</p> <p>○国際言語文化学部英語英文学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |
| 株立 | サイバー大学 | IT総合学部 IT総合学科（通信教育課程） | 大学設置 | 認可 | 19 | <p>○未開講科目や教員の都合による休講が多いことから、学生に対して十分な教育課程を提供できるよう大学として責任ある体制を整備すること。また、休講の取扱いについて、受講者数が10名以下の場合には休講とし、次の Semester で開講することとしているが、過去の履修状況を踏まえてカリキュラムを構成するとともに、履修指導において受講者数を管理するなど、学生が体系的かつ計画的に履修ができるよう、休講の割合を減らすこと。</p> <p>○大学の継続性・安定性確保の観点から、定員充足に努めるとともに、学校設置会社の経営基盤の更なる充実強化を図ること。</p> |
| 私立 | 保健医療経営大学 | 保健医療経営学部 保健医療経営学科 | 大学設置 | 認可 | 20 | <p>○設置認可の際には体育館を整備することを要件として認可されていることから、早急に整備すること。</p> <p>○学生確保について、広報の強化、就職実績作り、編入学の活用、関係病院との関係強化、入学定員の見直し等の在り方を更に検討し、一層努力すること。</p> |

| 国 公 私 株 | 大学名 | 学部名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|----------|-----------------------------------|--------------------|----------------------|--------------|---|
| 私立 | 岐阜保健短期大学 | 看護学科（3年制） リハビリテーション学科（3年制） | 短大設置 短大学科設置 | 認可 届出 | 19 21 | <p>○教員組織について、分野構成や役割分担等に偏りがあり、当初の理念や計画を実現できる体制ではないことから、教育効果や研究時間の確保等を勘案し、主要科目に専任教員を配置する等により適切な教員組織を構築すること。特に、臨地実習については、今後の学生数を見通し、教員の充実及び実習施設の確保に努めること。なお、勤務日数及び担当授業科目数が極めて少ない専任教員がいることから、その専任性を担保できるよう規定等で明確にすること。</p> <p>○教員の研究費について、周知不足のため計画を大きく下回る執行状況であり、教員の教育研究に支障をきたしていると考えられることから、適切な周知・執行に努めること。</p> <p>○学生のニーズを踏まえ、学習環境の整備に努めること。特に、図書室について、新書や電子ジャーナル等を計画的に充実させるとともに、狭隘なスペースの解消に努めること。</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）について、組織的なFD活動を充実させるなど、短期大学全体で取り組む体制を整備すること。また、教授会において、活発な議論が行われるよう、実施体制を再検討すること。</p> <p>○平成23年度、平成24年度の指定校推薦入試において、入学定員を超える合格者を出しており、不適切な定員管理体制であることから、教員の負担や学生の教育環境に配慮し、定員管理の徹底を図ること。</p> <p>○リハビリテーション学科の定員充足率が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。</p> |
| 私立 | 平成医療短期大学 | 看護学科（3年制） リハビリテーション学科（3年制） | 短大設置 | 認可 | 21 | <p>○短期大学に相応しい教育課程や教員の研究支援体制等となっていないため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の強化等を通じて、必要な整備に努めるとともに、教員間の理念・目的意識の共有を図るよう努めること。</p> <p>○引き続き、医療系短期大学にふさわしい施設整備の整備計画及び使用計画を策定し、着実に実行すること。</p> |

2. 大学院【4件（4校）】

| 国 公 私 株 | 大学院名 | 研究科名等 | 設置区分 | 認可 又は 届出 の別 | 開設 年度 | 留意事項 |
|------------------|----------------|-----------------------------------|------------|----------------------|----------|--|
| 私立 | 日本赤十字豊田看護大学大学院 | 看護学研究科 看護学専攻（M） | 大学院新設 | 認可 | 22 | ○専任教員の補充が必要とされた授業科目については、速やかに後任の補充を行うこと。また、教員の年齢構成について、教育研究の継続性を踏まえ、今後の採用計画など、教員組織編成の将来構想を明確にすること。 |
| 私立 | 大阪女学院大学大学院 | 21世紀国際共生研究科 平和・人権システム専攻 （D） | 大学院新設 | 認可 | 21 | ○21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻（D）に関して、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、学生確保の方策について根本的に改めるとともに、入学定員の見直しについて再検討すること。 |
| 私立 | 山口学芸大学大学院 | 教育学研究科 子ども教育専攻（M） | 大学院新設 | 認可 | 23 | ○認可時の留意事項の趣旨を踏まえ、以下の点について適切に対応すること。 （1）「芸術を基盤とする教育の理論と実践の体系化」の理念を具現化するために、教育課程の更なる充実を図ること。 （2）具体的な教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。 |
| 私立 | 西南学院大学大学院 | 経済学研究科 経済学専攻（D） | 専攻設置又は課程変更 | 届出 | 21 | ○経済学研究科博士後期課程の志願者が、開設後3年間0名であることから、当初の設置構想を抜本的に見直すとともに、当該専攻の在り方について再検討すること。 |